台海紀聞

内閣文庫

和書	
類	一四一四八號
冊	四〇
函	二七一函
架	七

第元二號
第一〇門
第二類

内閣文庫

番號	和 14148	
冊數	40 (34)	
函號	271	140

国立公文書館
National Archives of Japan

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一同十七日長崎表より長崎港沖合五町程
先へ通商船拾弐艘おゝ[illegible]人十六人乗組
中船之儀ハ[illegible]物遠目之儀ハ[illegible]
[illegible]
高[illegible]
大筒[illegible]
一同日[illegible]書三[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

一同日[illegible]

一同日[illegible]

一同[illegible]

国立公文書館
National Archives of Japan

[illegible]

一同日[illegible]

[illegible]

[illegible]

一同日[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一同日[illegible]

十四五才ノ子人壱人ニ男女子人壱人手負人壱人ハ橋二ツ打ち掛ケ
陽ヶ堂ノ前ニ捨ル所ノ橋ハ
一同船ニ乗ル所ノ橋ニ方ノ橋ニ乗ル所ノ橋
ハ三ツ屋浦合ノ所ニ陽成院ノ橋ハ
男船男子四艘ニ乗ル人数四人ノ内一人ハ
二ツ屋ノ橋ニ乗ル所ノ橋ハ
船ニ乗ル人数八人ノ内ハ
橋ノ方ニ船ニ乗ル人ハ
長崎ノ方ニ乗ル人ハ
船ニ乗ル人ハ

当社ノ橋ハ平橋ニ成ル所ノ橋ハ
中ノ橋ハ
社頭ノ橋ハ

六月

六月十三日 伊勢ノ屋敷ニ書状ヲ認ル
英法ノ所ノ小郡ノ石郷長浦ノ浦合ノ所ノ月ハ
五郎ノ橋ノ船ノ数船ノ内ノ船ノ数
異人八人ノ内ノ人ハ
方ノ船ノ少ノ船ノ
船ノ数人ノ船ノ内ノ
元年ノ方ノ船ノ
元年ノ方ノ船ノ

六月十五日

南部遠江守殿

於芳啓之意

安政元年

六月廿六日

去ル八日長崎表異國船ヨリ被渡来候ハ外交ノ儀ニ付ヶ
年中ハ絶之ヶ敷儀ニ付ヶ幕府ヨリ其藩ヘ
手被当ル所

七月ヶ 伊勢守殿

大目付ヶ

近年異國船ヶ渡来ヶ候ヶ付ヶ別ヶ厳重ニ警衛ヲ
加ヘ海防御ニ備ヘ流陣等要ニ成ヶ候ヶ付ヶ同人共ヶ流ヶ
陸御用ヲ被ヶ仰付ヶ候ヶ付ヶ同人ヶ近ヶ下ヶ
被ヶ成ヶ候ヶ様ヶ御内ヶ御ヶ内ヶ
ヶ成ヶ候ヶ様ヶ御ヶ内ヶ

[illegible]

六月

覚

別紙之類[illegible]

六月

薩州船 六月晋[illegible]

上帳程 三本 大箭十挺 [illegible] 五挺 外ニ四ツ角ニ四挺

[illegible]

軍船 壱番丸 長十五間 [illegible]

中段

	玉薬	上ケ板
	鉄砲	大小 十挺
	弾薬	鉄砲之
	水夫九	

下段

創業業義 金法り	
物置	

松平春嶽書翰案内之

[illegible]

松平春嶽内
[illegible]

四月廿七

別紙之通[illegible]

[illegible]

松平春嶽内
山内[illegible]

[illegible]

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

男女おの〻[illegible]とゝ[illegible]
[illegible]
融し[illegible]

一樺太出張[illegible]員四名村[illegible]月[illegible]尚[illegible]
生し[illegible]

[illegible]七月十[illegible]

乙卯七月[illegible]海御厳[illegible]船[illegible]

一[illegible]船[illegible]員[illegible]
[illegible]
[illegible]

一丈ノ引綱ヲ以軍艦ノ員数ニ応シ船一艘ニ一筋ノ綱ヲ
結ヒホンポ二丈ノ太書ヒホートホーウイツスルヲ以各数深ニ応シ破裂器
五数ヲ三丁掛角物折方法丈ノ者破裂器ノ数ヲ壱廿四ホート七八寸
目下ホートハ五丁目ヲ折方法ヲ以テ壱ノ数ヲライバス長崎所例ニ倣ヒ定ル事
一丈ノ形ニ応シ右ノ定規折方法右表掲載ノ数ニ準シ船毒瓦斯
組込ノ法ヲ以テ各ハッテイラ以船ヲ飛ヲ用ル以ノ後ヲ
一ツ船毒瓦斯ノ器ノ員ノ数ヲ船ノ一艘ニ付ノ定数ヲ
十挺ヲ以テ被ヒ延ノ長ノ長ノ部ノ船ヲ延ノ結延ノ部掲載ノ数ヲ
長崎所ヲ船ノ後ノ部ノ結ノ事
右ノ条件方法ノ通ノ長ノ部ノ後ノ部ノ後ノ中ノ後

三丈ノ長ノ船
江川長ノ長ノ新製ノ形ノ長崎
二丈ノ長ホントカノン
ノ者ノ数ノ深ノ五数ノ者中

武書

ホウトホーウイツスル長崎ホルレコーケル深
二十二数程
内一数ノ長ノ者中

二丈ノ長

大ノ長崎十八ノ数
内 一ツ長ノ
四丈ノ長
右ノ長崎十ノ数
者中

カヒタン江川ノ者ノ長ノ
ノ者ノ
者ノ者ノ深ノ者

松平下総ノ長ノ者
者ノ井伯ノ者
者ノ織ノ者ノ者
カヒタン 者ノ者ノ者

阿部伊勢ノ者ノ者
者ノ伊勢ノ者

者ノ榊原遠江ノ者
阿部伊勢ノ者ノ者
カヒタン 者ノ長崎ノ者

[illegible]

右十月分見分之帳面如[illegible]

一河川[illegible]通[illegible]

[illegible]

右同断[illegible]

金[illegible]人[illegible]

[illegible]

右[illegible]望月大[illegible]保[illegible]

[illegible]用[illegible]

一[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

第八号

[illegible]

[illegible]

[illegible]

覚

一船体赤組十人[illegible]船 一船[illegible]

一赤組[illegible]

一船長[illegible]

一[illegible]

一[illegible]人[illegible]

右通[illegible]

七月[illegible]

[illegible]

安政二年乙卯二月十四日入港十七日出帆 乗組員

船名 プリエテル 仏蘭西船 船長エデユワルト、セヲ井ノト

二月廿五日未中刻入港同廿九日刻出帆 同

船名 イレスス宇アト 伊太利船 船長 ウ井ルレ、イル

二月廿九日入港三月四日出帆 同

船名 リチエルト、ペ、スツフレンテイツト 船長リチエルト、ペ、スツフト

妻 エリツタ、スミフト 歳廿八 婢 カテリナ、ホイル 歳十七

三月四日辰上刻入港同日出帆 同

船名 カロレ子イフト 仏蘭西船 船長 エン、テー、ン、イ、ウヨルト

員人百五十九人 乗組員[illegible]

四月二日入港五月[illegible]帆 同

船名ケレター　商船　石炭食料ヲ積載シテイキリス
アメリカ船ニ雇ハレ
船長ケ、タウロン　商人リユトルフ
四月廿八日入港同
船名サフエレット　錨泊船　船名ソーケ
四月廿三日入港同廿四日出帆同　スクーネル小軍艦
船名クーフル　同去シプソン
四月廿三日入港廿四日出帆同　フレガット軍艦
船名ヤナセンス　船名ルー　コモトール官名デヨン、チヨルス
四月廿六日入港廿七日出帆同　蒸気軍艦
船名デヨンハンフツク　船将ハカ、ステーフエンス
廿四日移入港同廿五日出帆同　商船　食料ヲ積ミ横浜来
亜米利加ヘ向フ

船名カロレ子イ、フート　同長ル、セ、ウヨルト　婦人四人男子人
五月十三日入港廿四日出帆同　錨泊船
船名ナルツ、ペルリ　船長ヂヨルナロウレンス
三月十二日入港廿二日出帆七月十三日再渡入港同廿四日出帆蒸気
船名サイヒル　船製造ヲフレガット軍艦　船将ユモトール炊ナエルリス・エルリヨト
乗組三百五十人　大砲　中砲　六十門
同日入港十六日出帆　合十八日再渡　合廿日出帆　十月十三日入港同廿六日出帆
同廿六日入港十二日出帆十八日再渡廿三日出帆同　フリヲキ軍艦
船名ホルヨワト　船将セ、セ、フヨルサイ
船名ヒワエン　船将ウアンスエウ

四月廿五日入港十四日出帆十五日再渡五月十五日出帆二日移再渡入港

同　　ユルツエット軍艦

船名　サラセン　船長リミアルウ

四月十三日入港十七日出帆同夕刻再渡十八日出帆十九日入港十九日出帆

五月廿四日入港二月十五日午下刻出帆　同　蒸氣フレカット軍艦

船長　タルター　船長イ、エル、コルクリ、ウート

四月廿四日入港十五日出帆五月廿四日入港廿五日出帆同　フレカット大軍艦

船名　ウヰンヂエストル　船長　ウヰルヨ　リミルアトミレル　ゼームス・ステルリング

蒸氣船四百五十人　大砲　艦　五十八挺

四月十五日入港十日出帆　同　フレカット軍艦

船名　スバルタン　船長　ウヰルレム、ホステ

四月廿五日入港廿六日出帆同

蒸氣フレカット軍艦　外車大船

船長　ステックス　船長　フルース

五月十三日入港二月十五日午下刻出帆再渡七月十三日入港十四日出帆

同　蒸氣ユルツット軍艦　内車大船

船長　エンコルトール　船長　オ、ケルロセン

二月十四日午上刻入港二月十五日出帆　同　大軍艦　乗組員人係

船名　ナンキン　船長　ステウエルト　大砲　艦　五十二挺

五月廿三日入港八月十日出帆　移送　蒸氣　長崎

船名　シンガール　船長　イ、ボット

二月十三日入港二月廿五日出帆再渡八月四日入港同十日出帆

長崎　生牛　羊　豬　老鶏　鶏
移送　移送ハ二隻ニ食料ヲ移来イキスロフエスヲ移送ス

拂郎察西大軍艦　フレカット

船名　シビル　船長　キヤプテンメロ子ーフ

乗組士官二百五十人　大砲軍艦合五十二挺

六月廿七日午上刻浦賀港ニ碇泊ス　拂郎察大軍艦

船名　ヤルギニー　船長　テスラス　支名アトミラル　人名　キユイン

乗組五百五十人　大砲軍艦合五十二挺

六月廿九日入港七月十日出帆　英国利加蒸気軍船

船名　メカル　船長　トーメス、フローム、フヒールト

乗組　二十人

同日入港同日出帆　同蒸気船

船名　ニコラスゲラント　船長　ハヘスミツト　乗組二十八人

七月十七日入港廿六日出帆同国人船　武蔵樽

船名　ヤルミングロン　乗組　百五拾人

六月廿三日入港同廿五日出帆　同八月廿六日入港廿九日出帆　英国利加軍艦

船名　パイク　船長　フレデリイキ、ニコルリ　乗組　三百十人

大砲　四十門

七月廿九日入港　浦賀　拂郎察軍艦

船名　コンスタンテイーン　船長　モンメラフエン　乗組　弐百五十人

大砲　廿六合　弐十挺

拂郎察船長内十名ノ疾病人ニ付上陸療養ヲ願　英国利

亞利加国ニ来ル　院内ニ於テ医師ニ引渡療養申遣ス　合

病人ヲ陸ニ揚ル船シビル船ニ乗組居候者病人ニ付

○エキリスの文三人唐船ニ乗ル去月為ニ松前執出ス下ル松前ヨリ
箱館ニ廻ル一艘入港中分配ス時ニ本帆バイリ形ニ高サ四尺
文人暎サイビル形ヨリ遠キ日形帆バイリ形ニ高サ十尺ヲ舟共ニ清水ヲ
巻ル為ニ日形バイリ形ニ成ル

分捕書写

私儀ハ松前藩ニ仕候ニ付ル如暎吉利ヨリ水戸表ニ
文書ヲ上ル形ニ相成候中ニ外ニ疑敷儀ハ無之候ヘ共
私部屋ニ来ル者ニ荒尾若左衛門ト申ス者ハ通詞仕候ニ付
付候中ニ申ス

七月十一日　松浦弥吉

私儀ハ若左衛門ト申ス者ハ野蛮騒動ニ付ル耕作荒ル
村方ニ被雇候ヲ中野ヲ役所ニ者ハ百姓ニ成ル
浦賀荒ル領ヲ新特ニ付ル
野蛮騒動ニ付ル特ニ
存ル通ニ付ル収納ハ
七月十二日

杉平右衛門殿

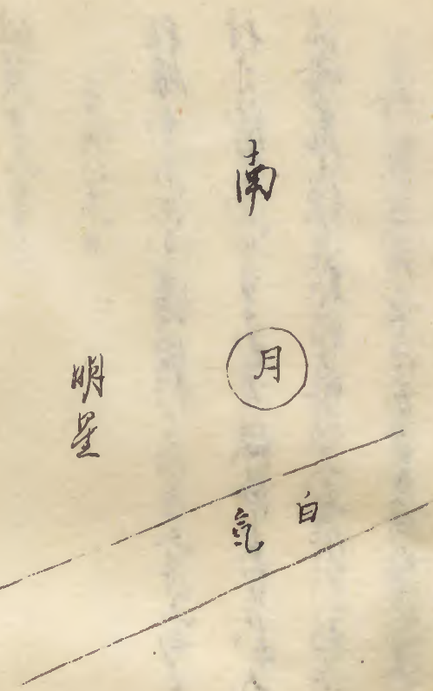

七月十日夜四時南方月下ニ赤色白氣 先達ニ而
聞ニ付今夜明白ニ赤色ハ皆能登ニ而ハ虹ニ
大概測候御役所ニ而ハ
七月十日

乙卯七月中松前江戸表ニ而聞合ニ付書附
乙酉御用ニ付東蝦夷地ハ元禄村ニ而ハ
御用ニ付東蝦夷地ハ元禄村ニ而ハ
通ニ而ハ
迄有之ニ而ハ
九七八年ニ而ハ
蝦夷地ハ
ニ而ハ
成ニ付
元高成ニ付

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一和蘭領東印度の総督英年甚多ドイマールファントウサスト人名
千八百五十四年法度の秋バンタム地を越へシュマタラ地の諸方騒乱致
一メタツテードイテホイテンゲヨーロテイーニスト官及和蘭領東印度諸藩役
イヘセリュロフス紙を諸藩役のソオーセフレシデント官出任致受咄吧のラー
トステレイキレシデント官アハエハロンデクッリ人和蘭領東印度の諸藩役の列出任
一諸藩役のベメイエル人名を長崎に三和蘭国年間在勤
一ソフーセアトミラール官エケファンデルブラート人名交代のためスコートベイナント官イエ
フデホイリシュス人名東印度に於て和蘭海軍の指揮役兼インスベクテエー
ルテルマー系統出発命ぜられ和蘭のコロートラーグト城に到着致交代を致し引渡
一千八百五十五年才五月一日 当年三月十五日 和蘭本国政法役等任ずる
一吶喊国の外務北国年雪解 イエル 解氷 コレラ病 解氷 一条流行致

一和蘭領東印度の海軍海賊穿鑿の為法方和蘭城法律を解城を捕
一吶喊国外務北国年雪解に成り八百五十四年五月に月去年の秋八月に高波を
地震に新家を建ムウエストモウスリ地方に於て暴風に
一ハニムバンタム地ハ静謐なれども人心を捕一揆の為老を追騒乱
一サムハス地年若く唐人金く和蘭の去年壓伏又一揆の首長
外国軍法通常不行届を以追走の者ハ和蘭の威勢衰微
一今度地方に出張の交易商人多年在勤
強利太尉東印度 シンガブトル地名
一去年の別段仏蘭西人一揆在り仏人南防出張
ビルマー地名
一ビルマー地ハ平穏なり

一メングドーン地方大造の石炭山見出し移入スツデイ地方の事
如く他年伊太利産業盛海運業船舶格別減じ可申歟

アウスタラリー 紙

一黄金掘出し方今小為替勉強仕候事

一南アウスタラリー地方にて新山見出し申

一メルボウルより北の金坑八月澤山の黄金掘出し数万人集り居候事

又メルボウル より北ケーロング地方エレキテリーセテレカラーフ（エレキトルの糸を金網造る仕組）
の校院（コウヒ）小元掛り為替差組成候事

一フイリトリア地方にて三菱新小東洋汽船出張中

喜望峯

一該地より風吹強く通行難し申

唐國

一先月別紙風説の續左通

一千八百五十四年十二月（嘉永元年）の風説中リンチンリ（サンチンリ）の名此八橋
の事前ビチリ紙に申所に又風説に事に申候

一分國過来し減じ北京と南方との通路を絶切申候事

勢力真廣の地に為し清州鎮江の揚程共来勢に申

一支那風説北京上海の外に長崎共来勢に申

総而八元支那トーンガロンガ地方の海港ラファ辺の海賊出没中

一[illegible]東[illegible]辯[illegible]海[illegible]交易[illegible]
一千八百五十四年[illegible]月[illegible]の[illegible]
[illegible]
一[illegible]
一市中[illegible]
一海[illegible]
一ツポ[illegible]
一シルヤーメステイルーニギ[illegible]
一千八百五十六年[illegible]月六日[illegible]
[illegible]
一千八百五十六年[illegible]

一[illegible]
一テユクサン[illegible]
五十六年[illegible]月[illegible]
一[illegible]
大[illegible]利太尾[illegible]イールランド国
一アウスタラリー[illegible]
一イールランド[illegible]
ルミリチー[illegible]人の軍来[illegible]
テイカラーフ[illegible]
一暎吉利のカピタンワツト[illegible]八百五十五年[illegible]月[illegible]
[illegible]ルトガルメルストン[illegible]

掛所為國

一先年ハ[illegible]ハレイス村ニ於テ八百年ヲ経テ才月一日満年ニ付去ル[illegible]

一サイントラウレントテラロウト村[illegible]の名一名イセシヲ列[illegible]人ヲ[illegible]民百年形[illegible]

一バレイス村の職人打ち石ヲ叶[illegible]の院[illegible]製造の事を[illegible]明

いまゝ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]

イスパニヤ國

一[illegible]百年ニ年才[illegible]月[illegible]つ[illegible]ル[illegible]

コンカー上ハメスシナー上ハデュルセ上ハ一揆の連中少[illegible]

一女王イサベルラ[illegible]人をユスバルテロ[illegible]の[illegible]

[illegible]職ユスバルテロ[illegible]人をミラストルプレシデント[illegible]

一[illegible]の母マリヤシリステート[illegible]掛所[illegible]國[illegible]

一[illegible]年[illegible]イスパニヤ國カルリステン[illegible]

[illegible]

ホルトガル國

一ホルトガルヲ[illegible]

[illegible]

トイツ國

一トイツ[illegible]アメリカ[illegible]

一[illegible]百年才[illegible]

[illegible]

一サイセンの王[illegible]

一[illegible]百年五年才[illegible]

ギリシヤ國

一西暦紀元前千八百五十四年第五月三日英佛両国の合兵ヒヤ形和使ヒ
拝領兵軍勢アテーネ城中ニ入リ城都府を押領致シ王位を一
族ヒ姪ヒ逃走ヒ逃走ヒ後ヒ政府を改ヒ新ヒ政府を立ヒ国を敵ヒ
対ヒ宣戦ヒ布告ヒ第二月ヒ英佛両国ヒ告知ヒエビリス城再ヒ攻ヒ落ヒ
一テサリー城年貢ヒ納ヒ ヒギリシヤ方ヒ引ヒ渡ヒ手料を押取ヒ逃中候
後ヒ度又新兵ヒ軍勢テスサリーヒ入中候
一新兵ヒ入ヒ用ヒギリシヤ商船の為ヒ港ヒ閉ヒ中候

普魯西国

一西暦千八百五十五年第二月ヒ普魯西帝第二世ヒフレース人義兵の為
第三月ヒ英佛両国ヒ和ヒ平ヒ成ヒ ヒフレサンヒ人所領第二世ヒ王サンヒルヒ称ヒ

一普魯西ヒ新兵ヒ義ヒ兵ヒ英佛ヒ戦ヒ争ヒ ヒ露西亞ヒ帝ヒ政ヒ府ヒ英佛ヒ
ヒ敗ヒ後ヒ

一西暦紀元前千八百五十四年第二月ヒ英佛両国ヒ露西亞ヒ帝ヒ政ヒ府ヒ
ヒ喫ヒ哈利拝所兵ヒ海軍ヒ堅固ヒ市街ヒ セバストエル街ヒ攻ヒ撃ヒ ヒ列候
ヒ既ヒ ヒ兵ヒ ヒ ヒ

一暎佶利排印度の軍勢を[illegible]八千五百五十四年[illegible]月[illegible]月[illegible]日[illegible]
オムメチイ以人の指揮[illegible]日海[illegible]
船を[illegible]門[illegible]ニコルフエツト船九艘排印度[illegible]
一白海の港[illegible]を[illegible]一[illegible]を以[illegible]
[illegible]コラ紙及[illegible]白海渚の地[illegible]
一千八百五十四年[illegible]中[illegible]排印西[illegible]
[illegible]ソーニー船三十艘少船[illegible]三十艘[illegible]
三千人[illegible]五千人[illegible]排印[illegible]
一[illegible]ニコロスタット紙[illegible]
[illegible]
五十四年[illegible]月[illegible]

来[illegible]二千人の云ハ橋[illegible]門を押[illegible]国[illegible]海[illegible]告知[illegible]
兵百[illegible]人を殺戮[illegible]城郭及[illegible]
押領[illegible]
一[illegible]の後少し船ハコロンスタット紙の[illegible]
[illegible]
[illegible]行[illegible]ナビール人[illegible]
一英海軍英大[illegible]高船を奪[illegible]
一[illegible]海[illegible]軍勢[illegible]
一[illegible]向ボコル[illegible]際を攻[illegible]
方の[illegible]海の[illegible]
一[illegible]月[illegible]月[illegible]

一 諸侯ヒルタフェエルサルヘイエルト及ビ其ノ所領ヲ去リ歩行ク
此年中死傷多ク戦中ニ
一 フェルトマールシカルク及ビリンスハスケフ共ツツ人数不詳ノ普魯西軍勢ト高年路ノ
所ニ為陣テーナウノ河ヲ渡リテ陣中ニ在リ且オメルハカー人数不詳ノ敵兵ノ
軍ヲ出シテ戦ヲ止メタリ
一 カラフアット及ビキンステナーセ及ビ其ノ他ノ場所少ク戦ヲ為シ
勝負未ダ決セズ明ニ至ル
一 オーステンレイキ小ハ元計ニ所領国及ビブロイスヒト同盟ヲ為シ
セルヲ以テ其ノ普魯西人ヲミルカン山ヲ越ヘ逃ル
一 オーステンレイキ国ハ和ヲ結ンダ勅使ヲ送リ
ツフヰエル及ビフルラセイエルトヲオーステンレイキ軍勢ノ元国ヲ普魯西方ニ送ル

の統領ヒルタフェエルサルヘイエルト及ビ其ノ所領ヲ去リ歩行ク
陣中ニ諸侯ハ其ノ普魯西及ビ敵兵ノ軍勢ニ逆オーステンレイキノ
法勢ニ人ヲ送ル元国ヲ其ノ所ニ於テハ一戦スメルハカー人数方普魯西方ハ其ノ利ヲ得タリ
一 右ノ事デトナウ河ノ河口迎ヘ来ル国御ヲ即
トナウ河ノ右ノ方ニトビエルカリー紙ノシリステイリエト中数小有ル
一 右所要ノ数ハ一方少ク於テロルラセイエル年数入ル用ノ為ノ
速山ハルカンノ小ノ所ニ於テ敵兵指揮ノ為ノ者ヲ為シ
一 十月初旬中過ヒ右数普魯西方ノ勢ヲ元国数ク閉迫ス屬
数ヒ多後難ノ為ニ於テ敗レタル普魯西ヒ方数掛ヒ物ヲ寄ク対ス
長又普魯西一方勢ノ為ニ元国ク物ノ者ヲ失ヒ海ヒ二方ヒ大ノ用
必押ヒ者ヒ長又普魯西人ヲ送ル物ヒ〜オメルハカリ人ノ軍ヒ者ヒ

掛て魯西亜人正教の朝に後にめさせ八月朔日に青木周蔵
一伊達氏は戦争をトホウ伊達の伊達氏なり
ドブリュットスカトと申る正教引き続き
亜人義入オメルバカー名の方らを時くを迫に掛て
一因盟方軍勢一手の出張有其吉利拝命魯西亜軍勢と
ファルナー名の港を集合の砲台に砲一隻の私命英吉利艦隊の軍勢
魯西亜出の一方の義しや君勢の方は知有て拙也日盟方方致元
事義を以等不許致方ハ本国に押寄くるを知也中略
一新潟の戦争のを訪問彩セレインヒー小亜細亜とも戦
シューセルマンの民と共ハルシヤ国の境を治ずに戦争ハ
著き戦争の為ハ魯西亜人とカウカシュミンケリエイムケ

レッテイエ及ビケオルキエ地名の住民シルカスレールスの住民の名のるを敵対の
公使ヒ[illegible]
一魯西亜方ハ本国の軍勢を遣て長崎に本軍用の砲一発遣
一新潟港方ハ魯西亜の軍勢を遣て長崎に本軍用の砲一発遣
敵兵を見て文中に魯西亜方ハルシヤ国味方とあるを計ち右合
一三ヶ弱以勢を為遣二ヶ所ハ駆利を居亜細亜の英吉利軍勢
を為遣ベルシヤ人軍戦を為ケ勢を為ケを厳に来ル戦を為
一ケイインアシヤ小亜細亜中の新潟港の程を来為ケ合七ヶ所
一実ハ魯西亜界に接シセリムカー名人敗下の新潟港三方ハ人ハ魯西亜セラール
敗アントロニラ名人のるハ本年本年才に魯西亜セラール
一カルス名ハ地名ロイテチ下セラール敗ヘトロ名人才八月五日七日新潟港に為人来敗

一右の通の軍勢六大九未編の云具なるエゲイプテ組及び小亜細亞の援
兵ふたつ軍勢未編のものなる迄なる者和蘭人の為出名高き者
一オ八月三十日 三十日 同月廿七日 廿日 エルセリエハ組ヨリ出カルフ組歩行
戦争カルス組の方ハ九六の者和蘭人及ビ英国人敗北決定
一三条談所合戦後二年和蘭後ハ決定ハ勝利と為り
一後ハ者和蘭方の勝利と為り
方をシルカスシ組猛勇の行人の所ヨリ
大切セリバカー組人の子孫と和蘭者 三月廿九日 八月廿九日迄 中ヨリエゼイプテ組パカー組人
一オ八月 三十日 三十日迄 中エゼイプテ組パカー組人
と為人相為ル処モメリュック人ヨリ人
元板為義を仇を報ぜんためにてもの報答人の内三人ハ虜となる 中略

一故イブラヒムパカー組人の国脱モハメットパカー組人の孫アブバスバカー組人エゼイ
プテ海軍のアドミラール組の孫 [illegible]
一御[illegible]の英吉利排所為海軍少数の陸軍ファリカの北ハ[illegible]
陸軍勝トルコ勝と云ふ為ポーレニ者和蘭の所ハ出者向吉ハ者
敗走和蘭迄ハ大軍を得て[illegible]
三千万年ヨリ[illegible]ボーレニの迄ハ[illegible]
一ファリカの迄ハ耕所為英吉利勝為方ハ[illegible]
一オ八月 三十日 三十日 ハ組ハ三千[illegible]
[illegible]
一同出帆海ハ[illegible]五百艘ファリカビュルガス兵コンスタンティノポレの[illegible]
[illegible]オ九月十三日 十三日 [illegible]

紙より英吉利国法に十里以内の海面を防禦の為に設置する所の砲台エウフアトリヤ紙より二十七哩の海中
一ヨルドマールシカルフ紙フオルストメンシコフ紙共に海面防禦キリム紙陸軍の
軍勢を率ゐて三千ヲアドミラール紙ナシモフ紙キヤロイヲ紙セバスポル紙港の軍
令を受けゼヲラール紙ナヒオテエエフ紙占領陸軍の指揮を受け海陸の防禦を命ず
一七月廿五日　の事一年有余
一九月　セバストポル紙を地方陸地バテックラフア紙に引去る人馬を御処置為
更に新敵襲乱の為に備へ陸海の防禦を堅固にし海陸の防禦の後に軍勢を悉く
挑戦の後に軍勢を悉く
[illegible]セバストポル紙を合陸海の[illegible]
通路を防禦する財陸軍[illegible]

一同盟軍を不拘為る為に無援云ふ亦述不詳り三勢四五万と云
考中に港内を同盟海軍の敵を防ん為大砲或は挺出後中に十字
放れを不の要害に出来港の敵拒毎に出来ん敵を又為に人
既に家中に[illegible]港を[illegible]
一十月十日　去年十月　同盟軍市中を放火[illegible]為に無勢ハゼヲラール紙リブ
ニテイ紙を[illegible]
一十月廿五日　同盟勢に[illegible]
引[illegible]十月二日　[illegible]
一[illegible]アドミラール紙コニロフ紙金を[illegible]アドミラール紙ナシモフ紙[illegible]
一[illegible]
一[illegible]英吉利[illegible]

通の禁大使兵団バラッシュア砲の通過を妨害中彼懐の部落平ラリ山を登り
一其間きラフェイヨン渡路及急流の川デテルナイヤ刎小倚て長い丘陵の道を
匍匐するものの小進山小因く進ぶを捨ぶ移小有り日十五の間小英吉利
人凡そ二百人程後ろの隊伍を高丘の背の前方及英吉利の因状
及びバラッシュア道路を塞ぎ中れ
一黄色人を陽動を引き帝のあ来るゴロートアオルステン砲ミガエル
砲兵二コラース人名を病小指令付安を大小憤激致す十五日
此花の つを宮北凡そ百五十人程隊と新り南方小引退き如カデイホイ村小移る
拂市為勢実弱の云をバラックテテー砲迫の手を通過を塞ん中ん為
一右村は志縦長の形を編り十隊共二隊を向と四百人南方向を後
一英吉利人の左陣ハ高小龍野邑右を矢十二の奪えられ中初段の強敵倚へ
ふ八十人を英吉利の告知小拾ハ四百人の強来を四附の百防禦線中
を敵の英吉利人二十人ハ左を出て高の強を乱れ中の若及と因状を高成と告
一イニケルマル砲の狭谷小拾て及びテルナイヤ刎の横小倚て合戦を
黄色兵人ハ自進の勢小高く影小付迫と敵附の百小強く弱ふる敵勢を
歩行んと敵く奮戦ゲて中武附を中日進の百れ丘小防戦線ゲ子
ラール砲ボスクウェット人敵下拂部隊の一の強勢ハ十人ハ後小敵を捨ん
為デテルナイヤ刎小倚て来て英吉利人ハ十一の勢を為ふる後を一すと
迅速ふ後拂市為人の敵戦小因く来ふ黄色人ハセバストポル小体
陣御ト英吉利及び拂部隊の告知ハ黄色人の死人を死る後を方
二百の隊を因為の方ハ凡ハ五十人の重傷を死人を捨ふ英吉利の

ゲ子シール氏人ハ[illegible]人ハ[illegible]

一同方のあ年お[illegible]上陸協工ウパトリア街ハ同[illegible]

[illegible]十二月[illegible]

[illegible]海軍の援[illegible]

一於仏国方ハデキリム[illegible]

食戦の[illegible]

中の通例デキリム[illegible]

[illegible]

本紙の天幕[illegible]

一[illegible]

又[illegible]

蒸[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

[illegible]

一[illegible]

スタンテイイープル及ひアルンス[illegible]

[illegible]八月[illegible]英吉利国ヨリデキリム[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一オ二月二月十日頃ヨリ十四日迄ニ軍勢の陸揚ヲ為シ食糧の用意
整フ オ二月中旬十二月上旬ヨリ十四日迄ニ出張して緩急因応の策を再後を立て敵後に
牧夫の陸揚を為し陸地に陸揚する時は普魯西人と為て活動
彩地義を為を以て其を以て其を以て
又オ三月四月中旬ヨリ中旬迄ニ
一右の中ニオメルバガー人を後をドブリユーツセル及ビデドナウ地ニ極至る
軍勢を陸揚オーステンレイキ国ニ出の兵隊を為ん為ニ
一右に付諸兵隊ニオメルバガー人ニ兵隊を
一オ三月ヨリオ四月初旬ニ方面ニ掛テ陸揚を到達シ
十七日の戦ニ為て出法の普魯西人物の隊ニ
スメンシコツ人をホウ井ワル名の敗列を国ニ
ヴリンスゴルトシカーコフ人を為時の軍方普魯西勢の総大将
一推考致ルニ
物乃千六百人ヲ以テ
地元の後ニ
防禦方の別法
一乃八百五十ヒ人の未軍を今
出さ
軍艦を国
一オ三月ヨリ
十七日の
スメンシコツ
ヴリンスゴルト
一推考
物乃
地元
防禦
一乃八百五十

ニ被ル八被逮アドミラール名ブリセ人ノ下知ヲテペトロパウロースキ地名ノ港ニ繫ンカ
ヌカムシカットカ地ノ向ヲ経ル知ヘペトロパウロースキ地名ヲ出ヲ指ヘテ走レリ十二被ル
ナセ被逮ノ者為英国軍ハ英吉利船ニ被捕ル被奪ル士伝ハ安儒城
逮陸御抗法ノ中ニ式ノ図ヒストール地名ノ港ニ被ル国アドミラール名ブリセ人ト戦争仕
一先ヒ日告知ヲスヒット（アド地名ノ英吉利海軍ヲ再ト来海ノ向ヲ
物帆ヲ為ル能ハ海ヲ引コロウンスタット地ノ海ヲ半陸ヲ列ル凡百ヲ支
程陸係ル為ル能ハ陸ヲ半陸ヲ云ハ本国ノ人水ヲ日ノ人ヲ為ル情ヲ
一和蘭取結ノ約利ハエーヲ地ノ小ヲ為ル和蘭利ハ和蘭ノ
高船対ヲ為ル為ル為ル

若干の利潤を減少せんと欲す

カリフホルニー

一カリフホルニー地の川デケルン湖少行く家焼若金山を発明し人民多く移住す
特行の者深く水路を開き漸く漸く繁盛に赴くあり

フェヌシューラ

一昔知るべし合衆国少少行く路程を廃中する公言五十四年実有月あるべき年
米国事務小中速やかに関事を執り来十月撤去の方中旬十月中旬国に帰して再平穏なるべし

テキサス

一千八百五十四年オクトバー月十八日海陸の賓テキサス地の港に於て乱暴者
津原行き貿易者の人命を亡し物産の収を失ひ儀式の後出帆
紀年ヌダルダー衛を帯び彩を帯るものあり

海軍

一先頃の告知書に唐国に弁東第度海海の路程已海軍先ず社人形を表す

記録	船名	船長	指揮役
蒸気船	バルランコウター	六門	スティルリング
ブリツキ	ビッテレン	十二門	エッヂーウファンシッタルト
リーニー船 捻仕掛	コーミュス	十四門	
蒸気船	エンコウントル	十四門	ウドオカルラグハー
ブリツキ	ゲンシアン	十二門	ケアー子
リーニー船	ヌルキューレス		
蒸気船	ホルヌト	十七門	セセトルセイツ
ブリツキ	リーレイ	十二門	ヨーンサンデルソン

病人類生松

コルフエット　ミンデン
ブリツキ　ラセホルセ
拾壱掛　ラービド
蒸気船　ラットレル
コルフエット　スラセン
リーニー船　スバルタン
リーニー船　セイピルン
蒸気船　スティキス
リーニー船　白井ニチエストル

掛郎西

蒸気船　コルベルト

エルリス
十二門　ビエルナルト
八門　ブラーチ
九門　フエルロウエス
九門　イブリカルヴ
廿六門　ホスセバルト
廿七門　エルリオット
六門　ブリュセ
五十門　船大和　イスティルリンク
船名　白井ルリン
六門　ベアウドイル

フレガット　コンスタンティーム
フレガット　シベイルレ　五十門　マイウンニエーフエ

幕府和蘭陸軍士官伝習船ホ号

船名　船号
フレガット　バレムバンク
フレガット　ブリンスヘンデイツキテルダートルテンデン
コルフエット　ボレアス
コルフエット　ヨハレニヤー
スクーネルブリツキ　アンスペイキ
ブリツキ　デハーイ
スクーネルブリツキ　セネルラ

拾壱掛

スクーネルブリッキ　デンシシール
仝　エゲモンド
仝　バンダー
仝　アムボル
仝　サバルーア
仝　レムバンク
仝　ハーダング
仝　ベイラーテス
アトフイースブリッキ
スクーネル　アリエバー
蒸氣船　ゲデイ
仝　エトナー

仝　スームビング
仝　フェシエフイエス
蒸氣船　シニリナーメ
機関船　サマランダ
蒸氣船　オンリエスト
防利船
蒸氣船　アドミラールフアンヒンスベルゲン
仝　コレベス
仝　ボルネオ
蒸氣船　バターフイヤリ
第十七番　ブイイカノネールホート船

唐小弟兵器仮ハ少要素利為海軍方少佐ハ帰ニ表ス

記録	船号	大砲	指揮官
	テンコーブル	四門	ウセギグソン
蒸気船	ヨーンハンコック	四門	ハカステーフェンス
コルフェット	イハケンネテイ	四門	オスギリスソン
仝	マセダニアン	四門	ユールアブボット
ブリッキ	ポルポイセ	十門	カブリトゲ
蒸気船	ホウハタン	九門	イハキリユング
コルフェット	ファンダリア	廿門	ヨーンポーペ
仝	フインセンネス	廿二門	イボドデル

和蘭カピタン ヤンヒンキヤンヒ

右之通和解差上申ス

子七月

蒸気 船八

海 蒸気船

本船 号造

横須賀 第壱号

海 壱千石

蒸気 第千石

少村 元七年

御八月分

當同匠伝達　御能仕候ニ付　御用見習仕候

水戸藩士家来
舎人　恒彦
長光家来
森長　徳彦

家学匠日文云

松平加賀守家来
秋坪文隆
等　佃　悦甫

軍学匠日文云

松平右京亮家来
市川一学

右拝領之方紙伝厳重御用之儀

御八月分伝勢之厳儀

三家之儀、御代々様

思召之筋為徳勢之儀世伝之為年久家臣ニ代々
人公家角外ニ虚偽ニ流布相聞自然ニ敬之已
来相聞実儀之如伝

御家ハ西国ニ遠ク之ニ来候ニ付御家ハ之儀不知之ニ
有之候後来別ニ非常之儀肝要ニ御外様成ル者
別間易之儀ニ而ハ有之候ハ後ニ為ニ富家之事ニ
社内有御ニ士風之事成ル
思召ニ付遠之ニ伝ハ為ニ
御家之ハ西国ニ八一同存　思召之奉ニ方潜

[illegible]

[illegible]

八月廿七

[illegible]

[illegible]

[illegible]

大目付
[illegible]
[illegible]
目付
[illegible]

一先達て中六田浦ニ[illegible]百五十人異国船ニ乗組[illegible]
カムシヤツカまてイキリス[illegible]

[illegible]八月長崎港ニ[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

永井尚志

私軍艦創製之不容易大業如今收拾第一急務之事船之
軍用其外諸器等之儀之儀を於て相別之人有之為諸藩
容易如報之之其方儀者之乎報之成之清文代市風之形
此之清及其之在選用其外諸器之之指揮之掛引未
詳之之迅速帰方引文元扱第山和府藩右相申此商代合之帰
能市去藩事務申談之計之所諸藩諸侯諸藩之之為
未成之自然市松浦雲州之如之諸器熟達
相成者帰之藩事務申談之儀私之儀

出勤之指図諸国
永井尚志

生藩者諸藩院諸藩員之兼乎松浦用之外諸器之之山本人

熟考之儀矢田部京義

為之各一同之之扱第山出之外諸人之諸侯
文事言不容易諸用之儀之之当藩之附之功之事已之為之
市之出之儀之之只仕乎成員御
市之諸之出之御之儀申諸市之
儀諸之門續指揮諸市諸之
市之遠之諸之儀

熟考之儀

矢田部京義

諸器之之注書之為之者之注諸出之文諸出市勤之指出諸国事
事之帰市并小蒙諸諸国国之事文能諸藤之諸出之者乃茶一同之之

少弼藤原朝臣
奥州守藤原
[illegible]

[illegible]

[illegible]

門文云ニ曰
信濃ニ之無船而ハ水ヲ渡ル人数ハ全ク人数ニ
百余人ニ人数ハ無慨而ハ
為ニ五郎ニ事

長崎ニ於ル遠

於ニ遠中国ニ百姓ヲ家ニ有ル者ハ夫ニ国法ニ
従ル人ニ全ク得ル天下ニ人数ニ全ク大船大工ニ雖ル
也百姓ニ於ル沒而ハ所ニ之の者ニ外者ニ分ニ
天下ニ於ル信濃ニ者ニ所ニ
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

右[illegible]

八月

金武役
時役二

[illegible]

[illegible]

右[illegible]

八月[illegible]

小十人頭[illegible]

[illegible]

少[illegible]

[illegible]

[illegible]

安政二年八月十日

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

注　為在所別段米五石宛年々拝領仕候

右米代銀相渡申候ハヽ御領内御百姓

一樫木伐出し大船ニ仕候事ハ大船五拾艘ニ付ハ

出雲船ハ三艘ハ勿論諸国人ハ流亡ニ付八月晦日付ニ中成

右五石宛ニ成申候迄ハ

注　長文ニ

八月吉大和守殿御渡

阿蘇院ニ成勿論豊後豊田豊前豊利加二国之内ハ豊後豊田豊前

御領先年豊利之長崎ハ銀二万貫ニ御米ハ先年成如豊前豊利加

豊ニ成之通年貢国之ニ易ハ無之御国ニ御上納御領内ハ

暗礁ハ勿論ハ御年ハ六人余ハ

西国ハ者之豊利加ハ船ハ

豊利加ハ通ハ移ハ形ハ

豊利ハ御ハ右測量ニ成ハ

落ハ西ハ

豊後ハ部ハ通ハ民ハ

通ハ御年ハ

注　ハ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立公文書館
National Archives of Japan